

藤沢市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月16日

藤沢市長



藤沢市条例第37号

藤沢市議会基本条例の一部を改正する条例

藤沢市議会基本条例（平成25年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 2 議員は、全ての人の人権を尊重し、名誉毀損、誹謗中傷その他の他者の人格を損なう一切の行為をすることなく、ハラスメントのない議会の実現に努めるとともに、議会の内外を問わず、確たる事実に基づいて発言し、又は情報を発信するものとする。

第20条の見出し中「議会事務局」を「議会局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。